

29 会 広 整 監 第 28 号

平成 29 年 12 月 26 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江 川 辰 也

監査委員 長 澤 操

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間 平成 28 年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」、「第 2 経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第 3 工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに

有効性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成29年8月21日～平成29年11月
14日

対面監査 河東支所3階会議室 平成29年11月15日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行にあたって留意されたい。

○ごみ処理施設排ガス処理用空気圧縮機修理工事他について
(環境センター)

ごみ処理施設排ガス処理用空気圧縮機修理工事他において、整備組合元請・下請関係適正化要綱に定められている下請通知及び施工体制台帳の写し、工事完成検査後2ヶ月以内に提出を義務付けている下請報告書などが添付されていない工事書類が見受けられることから、元請・下請関係

適正化指導要綱に基づき、必要な手続きを行うよう努められたい。

また、発注時の特記仕様書において、修理・整備後の整能保証を求めているものがある。施工完了後の試運転により対象機器・施設全体の能力について監督員立会いの上確認をしているものの、記録を残していないものが見られる。施設運転に係る重要な性能・機能については試運転での確認のほか記録を残すなど、良好な管理運用に努められたい。

○ごみ焼却施設清掃業務委託・消防本部清掃業務委託について（環境センター）（消防本部）

ごみ焼却施設清掃業務委託及び消防本部清掃業務委託については、業者参考見積りや国土交通省建築保全業務積算要領に基づき設計書を作成し、指名競争入札により契約締結に至ったものである。落札率はごみ焼却施設が68.8%、消防本部が49.4%であった。今回のような業務委託契約の場合、設計内訳の主なものは人件費である。予定価格を大きく下回るような場合は、最低賃金が確保されているかどうか懸念されるところである。発注者として、受注者に業務に従事する業務担当者の賃金が確認できる書類の提出を求め、最低賃金の状況を確認をすることが必要と思料する。

今後の契約事務にあたっては、業務委託仕様書において雇用条件等確認できる書類の提出を促すなど、最低賃金法などの関係法令を遵守するようにしていくよう指導にあたられたい。

また、こうした中で平成28年6月に最低制限価格取扱要領の改正を行い清掃業務に最低制限価格を導入したところであり、組合にはおいては統一された事務が行われるようさらに周知徹底を図られたい。